

令和6年第8回美唄市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年8月27日(火) 午前9時30分 ～ 午前9時50分

2 開催場所 美唄市役所市長会議室

3 出席委員 19名

会長	19番	畑 雄 二			
会長職務代理	18番	田 中 政 幸			
委員	1番	安 藤 直 樹	2番	千 葉 芳 枝	
	3番	五 十 嵐 勝	4番	山 田 和 正	
	5番	長 谷 川 彰 徳	6番	岩 間 秀 一	
	7番	貞 廣 樹 良	8番	赤 澤 良 一	
	9番	伊 藤 貢 三	10番	峯 崎 光 行	
	11番	鈴 木 英 昭	12番	吉 田 彰	
	13番	中 澤 裕 幸	14番	土 屋 典 昭	
	15番	太 田 秀 樹	16番	鈴 木 孝 典	
	17番	白 木 義 一			

欠席委員

4 説明員 山下事務局長 ・ 長江農業振興係長 ・ 佐藤主事

5 議事日程

第1	会議録署名委員の指名	
第2	会期の決定	
第3	諸般報告	
第4	報告第6号	現況証明書交付報告の件
第5	議案第24号	現況証明願の件
第6	議案第25号	農地法第3条第1項の規定による許可の件
第7	議案第26号	旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による 農用地利用集積計画決定の件
第8	議案第27号	農用地の買入協議要請の件

令和6年第8回農業委員会総会

- 議長 ただいまより、令和6年第8回 美唄市農業委員会総会を開会いたします。
これより、本日の会議を開きます。
つぎに日程の第1、会議録署名委員の指名を行います。
会議録署名委員は、議席番号10番峯崎光行委員、11番鈴木英昭委員を指名いたします。
つぎに、日程の第2、会期の決定であります。今期総会の会期は、本日1日と致したいと存じますが、これに、ご異議ございませんか。
- 委員 (なしの声)
議長 ご異議なしと認めます。
よって会期は本日1日とすることに決定をいたします。
つぎに、日程の第3、諸般報告に入ります。
諸般報告については、記載のとおり朗読を省略いたします。
ご質問ございませんか。
- 委員 (なしの声)
議長 ないようでございますので、これをもって諸般報告を終わります。
つぎに、日程の第4、報告第6号、現況証明書交付報告の件を議題といたします。
事務局から説明を求めます。
- 長江係長 ただいま議題となりました報告第6号、現況証明書交付報告の件についてご説明いたします。このことについて、事務局において現地調査を実施した結果、証明することが適当と認めたため、美唄市現況証明取扱要領第3・5の(2)により、会長専決として証明したので報告するものです。
(議案朗読省略)
番号1番につきましては、平成3年8月23日に5条転用許可を受けています。また、令和6年8月6日付けで証明書を交付したので報告します。
なお、調査場所につきましては、報告第6号資料のとおりとなっております。以上で説明を終わります。
- 議長 ただいま、事務局から説明があった現況証明書交付報告の件について、質疑を行います。
これに、ご質問ございませんか。
- 委員 (なしの声)
議長 ないようでございますので、報告のとおり承認することに決定をいたします。
つぎに、日程の第5、議案第24号、現況証明願の件を議題といたします。
事務局から説明を求めます。
- 長江係長 ただいま議題となりました議案第24号、現況証明願の件についてご説明いたします。このことについて、証明の可否について審議を求めるものです。
調査員につきましては、長谷川委員を主任とする、岩間委員、貞廣委員の3名により8月16日に現地調査を行いました。
申請理由は、全て地目変更登記のためです。

(議案朗読省略)

なお、調査場所につきましては議案第24号資料のとおりとなっております。以上で説明を終わります。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、調査経過等について、長谷川委員から説明願います。

長谷川委員

8月16日に岩間委員・貞廣委員、私の3名で現地調査を行いました。長年、農地として使用されていない状況のため、農地・採草放牧地以外と判断しました。以上で調査経過の説明を終わります。

議 長

ただいま、説明のあった現況証明願について、質疑を行います。

これに、ご異議ございませんか。

委 員

(なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本件のとおり、証明することに決定をいたします。

つぎに、日程の第6、議案第25号、農地法第3条第1項の規定による許可の件を議題といたします。

事務局から説明を求めます。

長 江 係 長

ただいま議題となりました議案第25号、農地法第3条第1項の規定による許可の件について、ご説明いたします。このことについて、次のとおり申請があったので許可の可否について審議を求めるものです。

これは、当事者が農地又は採草放牧地について、所有権の移転又は権利の設定をする場合には、農業委員会の許可を受けなければならないこととなっていることから、その許可の可否について審議を求めるものです。

(議案朗読省略)

なお、別添調査書のとおり、番号1番から4番について、農地法第3条第2項各号に係る不許可要件には該当しないものです。

場所につきましては、議案第25号資料のとおりとなっております。

以上で説明を終わります。

議 長

ただいま、事務局から説明のあった農地法第3条第1項の規定による許可の件について、質疑を行います。

これに、ご異議ございませんか。

委 員

(なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。

よって、原案のとおり許可することに決定をいたします。

つぎに、日程の第7、議案第26号、旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件を議題といたします。

事務局から説明を求めます。

長 江 係 長

ただいま議題となりました議案第26号、旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件についてご説明いたします。

旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、美唄市より決定の求められた別紙の農用地利用集積計画について、議決を求めるものです。

利用権の設定の種類は、所有権移転です。

(議案朗読省略)

なお、別添調査書のとおり、個人が利用権の設定等を受けるものであり別添1調査書のとおり農用地利用集積計画は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。場所につきましては、議案第26号資料のとおりとなっております。また、農用地利用集積計画の公告の時期につきましては、8月27日を予定しております。

以上で説明を終わります。

議 長
委 員
議 長

ただいま、事務局から説明があった旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件について質疑を行います。

これに、ご異議ございませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって原案のとおり決定をいたします。

つぎに、日程の第8、議案第27号、農用地の買入協議要請の件を議題といたします。

事務局から説明を求めます。

長 江 係 長

ただいま議題となりました、議案第27号農用地の買入協議要請の件について、ご説明いたします。旧農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定に基づき、次のとおり申し出のあった、農用地の買入協議要請の可否について審議を求めるものです。

(議案朗読省略)

効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積を図るため、北海道農業公社による買入が特に必要と認められたため、市に対し買入協議を行うよう要請するものです。なお、場所につきましては、議案第27号資料のとおりとなっております。

以上で説明を終わります。

議 長
委 員
議 長

ただいま事務局から説明のあった、農用地の買入協議要請の件について質疑を行います。

これに、ご異議ございませんか。

(なしの声)

ご異議ないと認めます。

よって、原案のとおり要請することに決定をいたします。

以上をもちまして、第8回農業委員会総会は閉会いたします。